

平成19年6月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

北海道 政策評価 2007

北海道では、政策評価条例の附則に基づき、条例施行後3年を経過したので、政策評価の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとし、政策評価制度の見直し方針(案)等を5月開催の政策評価委員会で討議しています。

その内容は、制度の課題として 政策評価の活用意識を高める、評価の客観性の確保、評価結果と予算編成等の連動、道民の意識の高揚を挙げ、その方向で制度を改善・充実するとしており、施策評価を廃止する案となっています。

今後のスケジュールは、制度の見直しの検討等を行って本年9月から新制度を試行し、課題整理の上来年4月に基本方針等を定め、6月から新評価システムを本格的に実施するとしています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/assess/sidai.htm>

富山県 18年度政策評価結果

富山県では、18年度政策評価結果を公表しています。17年度に実施した960の事業を対象として、その必要性、有効性、効率性の観点から評価しています。課題のある事業は、331事業(34.5パーセント)であり、課題の観点別では、事業効果向上及び業務改善の余地ありとの効率性の課題のある事業が最も多く、それぞれ全事業の2~3割を占めています。事業評価結果の活用状況としては、19年度当初予算の見直しへの活用として、事業内容の見直し、充実で1,538百万円の増額に対し、事業の休止又は廃止で454百万円、事業の縮小で434百万円、その他で441百万円の減額となっています。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1002/hyouka/18hyouka/18index.html>

大阪府 大阪版市場化テスト事業提案公募

前号で報告しましたように、大阪府では、市場化テストの検討をしており、4月26日には大阪版市場化テスト監理委員会に事業提案を公募する対象業務について説明し、了解を得ています。その業務は、職員研修業務、大阪自動車税事務所の催告事務、高等職業技術専門学校テクノ講座、建設業許可申請の受付業務であり、6月25日(月)までの公募期間となっています。

官民の比較検討は、(1)基礎評価項目として、サービス水準、法令順守等、(2)具体的な評価基準として、サービス水準の向上、経費の削減、それら2項目の関係、提案の実現可能性により行うこととしています。

提案の審査結果は、監理委員会の審議を経た上で8月上旬に発表の予定です。

<http://www.pref.osaka.jp/kikaku/sijouka/jissi.html>

宮崎県 「新たな行財政改革大綱」素案への意見募集

宮崎県では、危機的な財政状況への対応や県政に対する信頼の回復、県民総力戦の環境作りを図るため、「新たな行財政改革大綱」の策定作業を進めており、その素案を取りまとめ、公表して県民からの意見を募集し、今後の参考とすることとしています。

その内容は、推進期間を19から22年度までの4年間とし、改革プログラムとして、意識改革、経営改革、協働改革、入札改革、財政改革に取り組むとしています。このうち、協働改革としては、県民の県政への参画、県民等との協力、民間活力の活用等を挙げています。

意見募集の期間は、6月24日までとなっています。
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/jinji/system/page00083.html>

政策評価に関する都道府県アンケート結果（上）

農林水産政策情報センターでは、19年3月に都道府県の政策評価（行政評価）担当部局に対して、政策評価（行政評価）に関するアンケート調査を行い、47都道府県すべてから回答をいただいた。その結果の概要を2回に分けて報告する。

1 政策等の評価を実施している段階

鳥取県を除く、46の都道府県（以下、「県」という。）において政策評価が実施されているところ、県の行政活動を、政策（狭義）、施策、事業の3段階で分けた場合、事業段階の評価を実施している県が40県と最も多く、次いで施策段階の評価を実施している県が38県とほぼ同じ数である。政策段階での評価を実施している県は18県と少ない。

2 政策等の評価における目標間の関係

政策等の複数の段階で評価している県は、37県である。それら複数の段階における目標の関係については、政策等の各段階別に目標を設定しているが、上位の目標に関連しているとする県が、25県と3分の2以上を占めて最も多く、各段階別の目標間の関係は特に考慮していないとする県が7県、目標は各段階共通であるとする県が2県ある。

なお、政策又は施策の段階における評価の実施と目標の設定は、必ずしも一致しておらず、評価を実施していても目標がない県又は目標を設定しているが評価を実施していない県がある。

3 政策の目標

3-1 政策の目標の根拠

政策の目標を定めている県は、34県であり、その根拠については、次のとおりである。

長期計画等県の総合計画において定められているとする県が26県とその大半を占め、知事の公約において定められているとする県が7県であった。「その他」の3県は、長期計画等と知事の公約の組み合わせ又は県政の経営方針の中に重点課題として位置づけとの回答であった。

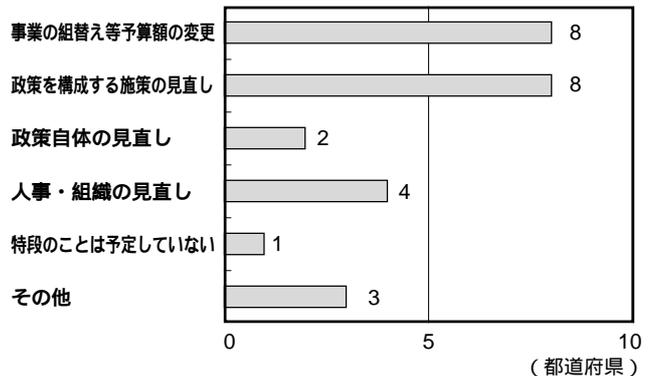
3-2 政策の目標の性格

上記の34県における政策の目標の性格については、定量的な目標のみとしている県が4県、定量的な目標を基本とするが定性的な目標で補っているとする県が8県あり、定量的目標を中心としている県が合計12県であるのに対し、定性的な目標のみが10県、定性的な目標を基本とするが定量的な目標で補っているとする県が10県あり、定性的な目標を中心としている県が合計20県とこちらの方が多。その他は2県であった。

3-3 政策目標未到達の場合の見直し活動

政策段階で評価を実施している18県のうち政策の目標を定めている県は16県であり、政策の目標に実績が到達していない場合に行われることは、事業の組替え等予算額の変更を実施する県及び政策を構成する施策の見直しを実施する県がもっとも多い。（複数回答）

図3-3 政策目標未到達の場合の見直し（複数回答）



4 施策の目標

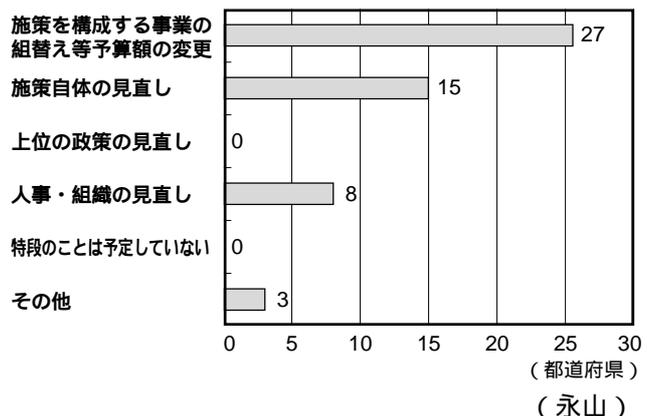
4-1 施策の目標の性格

施策の段階で評価を実施している38県のうち、施策の目標を定めているのは36県であり、その性格については、定量的な目標のみとしている県は7県、定量的な目標を基本とするが定性的な目標で補っているとしている県は19県と、定量的な目標を中心としている県は合計26県あり、3分の2以上である。これに対し、定性的な目標のみとしている県は1県、定性的な目標を基本とするが定量的な目標で補っているとしている県は9県と、定性的な目標を中心としている県は合計でも10県に過ぎない。

4-2 施策目標未到達の場合の見直し活動

上記36県において、施策の目標に実績が到達していない場合に行われることは、施策を構成する事業の組替え等予算額の変更を行う県がもっとも多く、27県であり、次いで施策自体の見直しを行う県が15県である。（複数回答）

図4-2 施策目標未到達の場合の見直し（複数回答）



オーストラリアの政策評価

オーストラリアの「政策評価」について、昨年10月の調査結果に基づき、4月号で報告した「規制影響報告書(RIS)」を除いた部分を報告する。

1 オーストラリアの評価の体系

(1) オーストラリアでは、連邦政府の各省庁が使用する統一された評価システムは存在しない。連邦政府ばかりではなく、各省内でも統一的なシステムは存在せず、これは、各州政府においても同様である。評価は、アウトカム・アウトプット・フレームワークに沿って、いわば、事業ごとに、評価担当者がどのように評価するかを設計して、柔軟に行われている。したがって、連邦政府内に評価全体を総括する部署はなく、各省においても、評価を総括的に担当する部署は設けられていない。

オーストラリアにおいても、当初は政府全体として統一した形で評価を行っていたそうであるが、だんだん進出し、「事業を改善するツールとしてどのような評価システムが適当か」について、合目的に考えているうち、現在の形になってきた、とのことで、これもまだ発展段階の一段階に過ぎず、引き続き進化しているとのことでもあった。

(注) アウトカム・アウトプット・フレームワークは、1999年に連邦政府の歳出予算に発生主義が導入されたことに伴って導入されたもので、それぞれの省庁ごとに達成すべき目標(アウトカム)を設定し、アウトカムごとに、それを達成するために必要なアウトプットを産出する事業等を考案し、行うものである。

なお予算は、原則としてアウトカムごとに全体経費が3～4年単位で各省に配分され、各担当部門が用途を決め、執行される。

(2) 現在は、連邦政府、州政府ともに、事前と実施中の評価に重点が置かれている。

実施中の評価は、単なる実績の測定ではなく、いわば事業実績を基礎にした事業の見直し作業になっている。事後の評価(わが国で言う「総合評価」)は、事後にプログラムやプロジェクトを総合的に評価しても意味がないとして、重視されていない。

(3) アウトカムは、議会から連邦政府に対して要求され、その是非について連邦政府は評価を行わない(議会で議論する)。なお、アウトカムには、各省庁段階で策定されるものもあり、これは「Initiative」と呼ばれているが、数は少ない。

(4) アウトプットや、アウトプットを算出するために必要な施策(プログラム)や事業(プロジェクト)は、各省庁が考える。このプログラムないしプロジェクトが評価の単位となり、アウトプットをいかに産出したか、が評価される。

2 評価に対する姿勢

オーストラリアの場合、「評価をやることになっているから評価を行う」、「評価を行ったから、その結果の活用を図る」というのではなく、「目的(例えば、プログラムの改善を図る)を明確にし、その目的のためのツールとして評価を組み入れていく」という姿勢であり、したがって、そもそも「評価結果をどう活用するか」という事態は生じない。

3 事前評価

事前評価は重視され、きっちりと行われている。事前評価には、内部で行うものと外部に委託するものがあり、影響の大きいものや、一定の予算額以上のものが外部に委託される。その結果は、大臣の判断に任されるが、公表されることが多い。

内部評価は、「評価」というよりもむしろ「内部におけるプログラム等の事前の検討作業」と理解するべきもので、評価結果文書はいわば作業草案(officials' working draft)であり、原則として公表されず、決定されたプログラム等の中に織り込まれる。ただし、内部評価であっても、政策決定前に国民の意見を聞く必要がある場合はこの限りではなく、事前評価の結果がパブリックコメントやコンサルテーションにかけられることとなる。

4 実施中の評価

実施中の評価は、外部評価(=公式評価)が原則で、事業ごとに配置されている評価担当者が作成する評価委託計画によって、外部コンサルタント等に委託して行われている。これは事前評価の場合も同じであるが、評価担当者は、綿密に評価計画を作成するだけでなく、委託評価の実施中こまめに受託者との打合せを行うのが常である。評価結果は大部分が公表されるが、報告書の題名に「評価結果」と記されていないことが多く、報告書を見つけるのは至難の技である。

なお、外部評価にするのは、プログラム等の信頼性を高めるため、とのことであった。

5 評価に対する職員の受け止め方

現在のオーストラリアの評価は、自分達が行っているプログラム等の改善に直接結びついており、予算システム上も評価結果をすぐの実現できるため、評価に対する職員のモチベーションは高い。(伊藤)

出張報告

愛媛県の中山間地域対策

本年2月、愛媛県の中山間地域対策について、当センター・伊藤が調査を行った。以下は、その報告である。ご協力いただいた多くの愛媛県庁の担当の方々に対し、心から感謝する。

1. 愛媛県の中山間地域の現況

愛媛県の中山間地域は、県の総面積約568千ha中、約420千ha(約71%)で、20市町中、14市町に存在し、人口の約33%が居住している。急傾斜地が多いことが特徴で、果樹、酪農が産業の中心であるが、人口減少、高齢化の進行、担い手不足、という状況に加え、耕作放棄地の増加も課題となっている。特に「限界集落」ではこれらの課題への対応が難しく、これ以上の地域の維持は無理な個所も少なくない、とのことであった。

2. 愛媛県の取組み

愛媛県は、「中山間地域を元気にすることは、県にとって大事である」として、出先機関とも一体となって中山間地域対策に取り組んでいる。

1で述べたように中山間地域が県土の約71%を占めているため、ほとんどの農業施策はそのまま中山間地域の農業対策になっている。多くは国の施策や事業との組合せで行われ、県単独でも事業を行っている。各中山間地域の自立を目指して市町ごとに働きかけを行っているが、一つの事業だけで適合するものはなかなか見当たらないとのことであった。

特徴的な取組みは、次のとおりである。

(1) 果樹対策

急傾斜地や崖地が多いため、果樹、特に全国的に有名な柑橘の生産に重点が置かれている。収入につながるので、担い手や後継者を戻すこともできているが、近年、運搬用のモノレールが老朽化し、更新が進んでいない、という問題を抱えている。

(2) 棚田の保全

棚田の保全も大事な施策になっている。小規模

なものも多く、もう少し集約することが必要とされている。また、中山間地域の人達も棚田の保全に努めてはいるが、高齢化に伴い、難しくなっている、とのことであった。

(3) 担い手の確保

担い手の確保については、「地域農業マネジメントセンター」で仕組みを作り、市町やJAとも協力して取り組んでいる。団塊世代の1ターン者を今後の担い手とするため、経営や技術を指導する試みも行われているが、成果はこれからのようである。

(4) 愛媛型グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、他の四国3県とも協力して、地域住民活動を主体とした体験交流を中心に、推進している。町並みで有名な内子町が成功例で、単独では量的に出荷が難しい産品を、直販や組み合わせ販売することにより、好評を得ている。

(5) 愛媛愛フードの推進

中山間地域だけのための施策ではないが、県産農産物等の販売拡大活動として、みかんをリーディングブランドとし、プラスして他の農産物を地域特産ブランドとして販売しようとする取組みが行われ、イチゴ、キジ等の生産、販売が増えてきている。

3. 今後の展望と要望

愛媛県では、合併で70市町村が20市町に統合されたが、その中で、旧村は依然として集落ないし地域としての単位になっており、ここが元気であれば急傾斜地も畑や果樹により維持できるので、県にとっては、それを盛り立てていくことが必要とされている。

しかしながら一方では、過疎、高齢化が進んでおり、だんだん集落協定さえ無理になってくるような状況である。

中山間地域の人達の中には、内心リタイアしたいという気持ちを持っている人が多いが、中山間地域等直接支払交付金の支給が「なんとか頑張っ欲しい」という国からのメッセージとなって、こうした人達に頑張るきっかけを与えている。交付金の支給条件は新対策になって厳しくなっているが、こうした現場の状況を踏まえて、制度の存続や支給の条件を考えて欲しいとのことであった。(伊藤)

編集後記

いよいよ史上2人目のモンゴル出身横綱白鵬が誕生しました。今回に限っては、横綱が2人とも外国人であることに、あまり反対の意見が見られないようです。これについては、白鵬の行儀のよさだけではなく、国技である大相撲を担う人たちが変わっても、日本の歴史風土の中で育った本質は変わらないということに皆が気付いたためではないかと思えます。

すべての制度文物についても同じことで、この頃改革ばかりですが、変えるべき(変えられる)ものと変えるべきでない(変えられない)ものとが存在することを踏まえた議論が必要ではないでしょうか。(永山)

AFFPRI report

平成19年6月15日 No.80

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>